

富士川町立[REDACTED]小学校
いじめ重大事態に関する調査報告書

令和6年9月19日
富士川町いじめ問題専門委員会

1 はじめに

本件事案は、富士川町立[REDACTED]小学校（以下「甲小学校」という。）に在籍していた児童が「いじめ」から不登校となった事案である。富士川町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、本件事案がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項第2号に掲げる「重大事態」に該当するとして、富士川町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（令和3年富士川町条例第3号）第13条の規定に基づき、富士川町教育委員会からの諮問を受け、調査及び審議を行うこととなった。

富士川町教育委員会からの諮問内容は、「本件事案におけるいじめの事実を調査すること」、「本件事案における甲小学校の対応を調査すること」、「甲小学校及び富士川町教育委員会による対応の課題を検証すること」、「再発防止に関する提言を行うこと」である。

本報告書は、上記諮問内容を踏まえた5部構成となっている。第1部は、「いじめ問題専門委員会の概要」であり、当委員会が設置されるまでの経緯及び調査の概要について記載している。第2部は、「いじめ行為の事実認定と分析」であり、いじめの事実認定及び調査の内容について記載している。第3部は、「いじめの対応分析」であり、児童らの置かれた状況及び甲小学校のいじめ対応の分析について記載してある。第4部は、「提言」として、課題等に対応した再発防止策を記載している。第5部は、「おわりに」として、本報告書をまとめている。

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
目 次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1部 いじめ問題専門委員会の概要・・・・・・・・	3
1 富士川町いじめ問題対策連絡協議会にいじめ問題専門委員会が設置された経緯	
2 いじめ問題専門委員会会議について	
3 調査の概要	
第2部 いじめ行為の事実認定と分析・・・・・・・・	7
1 「いじめ」の定義をふまえた事実認定	
2 いじめ行為に関する調査の経緯及び範囲等	
3 いじめ行為の内容	
4 調査結果に基づいて専門委員会が認定した事実	
第3部 いじめの対応分析・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1 甲小学校のいじめ対応の分析	
2 教育委員会のいじめ対応の分析	
第4部 提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第1 学校への提言	
1 学校の組織体制について	
(1) いじめの未然防止と早期発見の徹底	
(2) いじめの発見時の対応	
(3) 被害児童及びその保護者への支援	
(4) 子どもの人権への理解	
(5) 学校内での体制の確立とコミュニケーションのあり方	
(6) 学校内でのサポート体制の確立	
第2 教育委員会への提言	
(1) 学校との連携強化	
(2) 教職員への研修の充実	
第5部 おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

第1部 いじめ問題専門委員会の概要

1 富士川町いじめ問題対策連絡協議会にいじめ問題専門委員会が設置された経緯

甲小学校に在籍する2年生（当時）の男子児童 ■■■■■（以下「被害児童」という。）の保護者は、令和5年2月6日に、管轄の警察署刑事生活安全課に赴き、「子どもがいじめられている。ずるいと言われる、ナイフを顔前に突きつけられる、首を絞められる等の暴力行為があった。加害児童に対する被害届を出したい。」旨の相談をした。

甲小学校は、警察との聞き取りののち、いじめが原因で欠席が続いていると判断し、本件事案を「いじめ重大事態」として対応することとし、令和5年3月8日に不登校重大事案発生報告を教育委員会に提出した。

報告を受けた教育委員会は、条例第12条に規定する富士川町いじめ問題専門委員会を設置し、中立、公正な第三者により構成し、調査することになった。

2 いじめ問題専門委員会会議について

(1) いじめ問題専門委員会の構成

富士川町いじめ問題専門委員会の構成は、中立性や公正性を確保すべく、より専門性が高い者で構成した。

- ・委員長 林 洋希（特定行政書士・元警察官）
- ・副委員長 文珠 紀久野（公認心理師・臨床心理士）
- ・委員 渡邊 伴子（公認心理師）

(2) 本委員会の調査に対する基本姿勢

本委員会におけるいじめ調査では、次のことを明らかにすることを重点とした。

ア どのようないじめ行為があったのか。

イ どのような学校による指導があり、それは適切だったのか。

ウ 被害児童及びその保護者への支援はどのようになされ、適切であったのか。

エ いじめ問題再発防止のための取り組み教訓は何か。（再発防止に向けた提言）

また、本件事案が、小学2年生時に発生した事案であること。発生から約1年近くが経過していることと、該当児童への精神的影響を鑑み、関係児童から直接の聞き取りをしないこととした。代わりに関係児童の保護者から、当時の児童の認識及び現在の心境などを確認する方針とする。そのため、被害児童及び加害児童の保護者より状況を調査することとした。

3 調査の概要

(1) いじめ問題専門委員会の活動状況

第 1 回：令和 5 年 3 月 9 日(木)	事案の報告
第 2 回：令和 5 年 3 月 28 日(火)	事案の経過報告
第 3 回：令和 5 年 5 月 15 日(月)	調査方針等の検討
第 4 回：令和 5 年 6 月 7 日(水)	調査方針等の検討
第 5 回：令和 5 年 7 月 14 日(金)	聞き取り調査・報告・協議
第 6 回：令和 5 年 8 月 2 日(水)	聞き取り調査・報告・協議
第 7 回：令和 5 年 8 月 31 日(木)	聞き取り調査・報告・協議
第 8 回：令和 5 年 9 月 19 日(火)	聞き取り調査・報告・協議
第 9 回：令和 5 年 10 月 17 日(火)	聞き取り調査・報告・協議
第 10 回：令和 5 年 11 月 2 日(木)	聞き取り調査の結果分析と協議
第 11 回：令和 5 年 12 月 13 日(水)	聞き取り調査・報告・協議
第 12 回：令和 6 年 1 月 25 日(木)	聞き取り調査・報告・協議
第 13 回：令和 6 年 2 月 7 日(水)	聞き取り調査の結果分析と協議
第 14 回：令和 6 年 2 月 28 日(水)	聞き取り調査・報告・協議
第 15 回：令和 6 年 4 月 10 日(水)	報告書案の検討
第 16 回：令和 6 年 4 月 24 日(水)	報告書案の検討
第 17 回：令和 6 年 5 月 15 日(水)	報告書案の検討
第 18 回：令和 6 年 5 月 28 日(火)	報告書案の検討
第 19 回：令和 6 年 6 月 18 日(火)	報告書案の検討
第 20 回：令和 6 年 7 月 3 日(水)	報告書案の検討
第 21 回：令和 6 年 7 月 25 日(木)	報告書案の検討
第 22 回：令和 6 年 8 月 21 日(水)	報告書案の検討
第 23 回：令和 6 年 9 月 19 日(木)	報告書の答申

(2) 対面調査の実施方法

1 教職員調査

令和 5 年 7 月 14 日、本件事案に直接関わった以下の教職員等に対して、一人あたり約 2 時間の聞き取り調査を行った。基本的に専門委員会委員と教職員の 1 対 1 の面談とし、2 グループに分けて実施した。専門委員会委員 林と教頭、専門委員会委員 文珠、渡邊と担任の 2 対 1 で面接し、教頭・担任を交代して、再度面接を実施した。計 4 時間の聞き取り調査を行った。

調査対象：教頭、被害児童の学級担任（以下「担任」という。）

令和 5 年 10 月 17 日にも、専門委員会委員 1 名が教頭及び担任の 2 名に約 2 時間の聞き取りを行った。

2 学校関係職員調査

令和5年8月2日、本件事案に関わった以下の学校関係者に対して、一人あたり約2時間ずつの聞き取り調査を行った。

調査対象：スクールカウンセラー(以下「SC」という。(当時、被害児童及びその保護者と面談を実施してきた。))

調査対象：就学相談員(被害児童の入学時から本件事案の相談に至るまで関わっている。)

SCについては、被害児童及びその保護者と面談を実施していること。就学相談員については、被害児童の入学時から本件事案の相談に至るまで関わっていることから実施した。SCと専門委員会委員、就学相談員と専門委員会委員の2グループで1対1の聞き取り調査を各2時間ずつ行った。専門委員会委員は、SC及び就学相談員それぞれに対し聞き取り調査を行えるようにしたため、計4時間の聞き取りを行った。

令和5年8月31日、本件事案に直接関わった以下の学校関係者に対して、一人あたり約2時間の聞き取りを行った。前校長と専門委員会委員、被害児童の兄の担任と専門委員会委員の2グループで1対1の聞き取り調査を各2時間ずつ行った。専門委員会委員は、前校長及び被害児童の兄の担任それぞれに対し聞き取り調査を行えるようにしたため、計4時間の聞き取りを行った。

調査対象：前校長(令和4年度にて、定年退職)

調査対象：被害児童の兄の担任(令和4年度にて教職を離れている。)

3 加害児童保護者調査

令和5年9月19日、令和6年1月25日、2月28日、本件事案に関し、被害児童の保護者より訴えのあった、加害児童(3名(A、B、C))の保護者に対して、一人あたり約1時間の聞き取りを行った。

○令和5年9月19日 加害児童Aの保護者(両親)と専門委員を2グループに分けて1対1の面談とし、計2時間の聞き取り調査を実施した。

○令和6年1月25日 加害児童Cの保護者(母親)と専門委員2名の面談を実施した。

○令和6年2月28日 加害児童Bの保護者(母親)と専門委員2名の面談を実施した。

調査対象：加害児童保護者 4名

4 被害児童保護者調査

令和5年12月13日、本件事案に関する一連のいじめ被害状況等の聞き取り、専門委員会に対する要望等聞き取った。本来であれば、被害児童保護者からの聞き取り調査を一番始めに実施するところであるが、一時期、長期間にわたり不在であり連絡することができなかったことから、この日程での実施となった。

第2部 いじめ行為の事実認定と分析

1 「いじめ」の定義をふまえた事実認定

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条）と定義されている。

上述したとおり、（「いじめ」とは、心理的又は物理的な影響を与える行為を受けて、当該行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていることが要件）とされている。本件事案においては、小学2年生という低学年時に発生した事案であり、発生から約1年を経過していることなどから、精神的影響を鑑み、直接、該当児童からの聞き取りを実施していない。よって、対象児童が心身の苦痛を感じていたかどうかを把握することは容易ではない。そのため、どんなに小さなことでも被害児童が「心身の苦痛」を感じたと推測し、その実態把握に努める必要がある。本委員会では、こうした意識を持って保護者等からの聞き取り調査で得られた情報等を分析することで、いじめの定義に即して甲小学校で行われたいじめをとらえていくことに努めた。

2 いじめ行為に関する調査の経緯及び範囲等

専門委員会の活動目的は、「重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。」（富士川町いじめ防止基本方針（平成30年2月策定））ことである。

そのため、可能な限りの方法（学校から提出された報告書の分析、教頭及び担任からの聞き取り、SC及び就学相談員からの聞き取り、発生当時の校長及び被害児童の兄の担任（共に令和4年度末で退職）の聞き取り、加害児童の保護者及び被害児童の保護者の聞き取り）により、調査分析を行ってきた。

3 いじめ行為の内容

(1) 「ずるい」と言われた件について

- ・令和4年4月から、同級生である加害児童（(3名) A、B、C）から「楽しい授業がある時だけ学校に来て、ずるい。」又は「さぼってやんの一。」などと言われた。
- ・9月22日 被害児童保護者からの訴えにより、学校が認知する。
- ・9月26日 担任から加害児童3名に指導を行う。
- ・9月30日 担任から被害児童保護者に、加害児童(3名)に対し、事実確認及び指導したことを伝える。
- ・10月7日 被害児童保護者より担任に電話があり、昨日に加害児童Aから、また「ずるい」と言われた。担任の先生に訴えたが、無視されたとの訴えがある。
- ・10月8日 学校から提出された報告書によると担任が被害児童の訴えを無視したとされる行為に対し、謝罪する。担任から被害児童保護者に、被害児童に謝罪したことを報告する。被害児童の保護者からは「一度も謝罪を受けていない」と専門委員に伝えている。
- ・11月16日 被害児童保護者が来校した際、加害児童Cが「被害児童はずるいってみんな言っている。」と直接話をする。
- ・12月3日 被害児童の兄が「いじめアンケート」に、「被害児童が悪口や嫌なことを言われている」と記載する。

(2) ナイフ型段ボールカッターを顔前に突きつけられた件について

- ・令和4年4月22日に被害児童保護者から、被害児童が教室で、加害児童Aからナイフ型の段ボールカッターを被害児童の顔前に10回～15回程度、突きつけられるという事案が発生したことについての訴えがあった。
- ・学校からの報告によると、令和4年4月20日5校時、21日4校時、22日3・5校時において国語の「ふきのとう」の授業の折、段ボール製の大道具作成のため、段ボールカッターを使用した授業を実施した。段ボールカッターの種類は、のこぎり型とナイフ型の2種類のカッターを授業では使用している。
- ・4月22日の3校時、5校時の間に段ボールカッターをそのまま教室に置いていたことにより、児童らが休み時間にカッターを使って遊んでしまう事態が生じている。加害児童A及びBは、2メートルくらい離れた距離で2人でカッターを持って戦うような真似事をしたり、切腹のポーズをとったりして遊んでいたことを学校の聞き取りにおいて証言している。加害児童Cについ

でも、カッターを手を持ったことを認めている。

- ・ 4月25日 担任教諭が段ボールカッターの使い方指導（担任教諭は、授業実施前の4月20日と記憶している。）を実施している。その使い方指導の際、担任の不注意により手を切ってしまい出血する状況（担任の供述では、指に血が滲んだ程度）を作ってしまったことにより、被害児童に恐怖心を与えてしまった。
- ・ 10月27日 担任と被害児童保護者との面談により、学校が本件事案を認知する（保護者は、以前より段ボールカッターの件は話をしていると訴えている。また、担任も4月の段階において、児童がふざけて段ボールカッターを使ったことを把握していたが、いじめとは捉えなかった。）。
- ・ 10月28日 担任が加害児童3名に聞き取りを実施。
- ・ 12月3日 被害児童の兄から「いじめアンケート」において、「先生がいないときに段ボールカッターを自分の方に向けてくる。担任の先生が説明している時、指を切って血が出て、とても怖かった。」との記載がある。



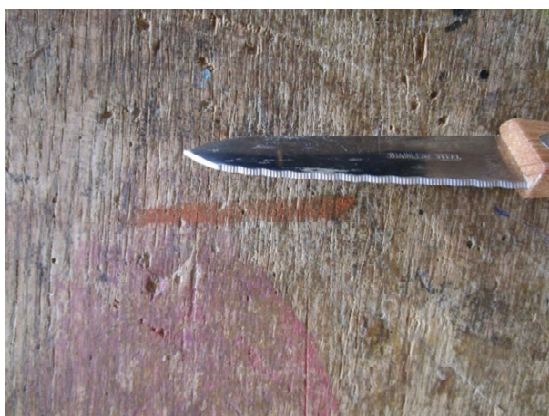
※授業で使われた段ボールカッター



※棚に保管されている状況



※学校で確認している様子



※ナイフ型カッターの先端様子

(3) 首をしめられた件について

・令和5年2月8日 保護者が管轄の警察署に相談に行った際に「被害児童が加害児童Aに首をしめられたことがある。」と訴えがあった。学校は、この時に初めて認知する。上記を受けて、学校は、記録を精査し、近い表現があったのは次の2点になる。

○令和4年9月27日 就学相談員が被害児童保護者面談後に来校した際の報告として、「その子が来た時に攻撃的になる子もいる」という表現があるが、「首をしめられた」という把握はしていない。

○令和4年10月27日 担任と被害児童保護者との面談記録においても「体をつかまれた」という表現があるが、「首をしめられた」という把握はしていない。

・令和5年2月9日 加害児童Aに聞き取りを行うが、否定する。

・令和5年2月21日 警察から「首をしめると言っても前方からだけではなく、プロレスごっごのようなことをしている中で、後ろから羽交い絞めにするような行為」はあったか事実を再確認するよう指示を受ける。

・令和5年2月24日 加害児童Aに再度聞き取りをするが、加害児童Aが被害児童とプロレスごっごや戦いごっこをしたことはないと否定する。まわりの児童にも確認するが、プロレスごっこ等を見たことはないと否定する。

・令和5年3月8日 加害児童Aに再度聞き取りをするが、加害児童Aが被害児童とプロレスごっごや戦いごっこをしたことはないと否定する。他の子に後ろからしがみついたり、抱きついたりしたことはないと改めて否定する。

4 調査結果に基づいて専門委員会が認定した事実

(1) 「ずるい」と言われた件について

本件事案は、学校側の調査段階においても、関係児童らが事実として認めており、深く反省を示していること、加害児童の保護者らも同様に被害児童に対し、申し訳ないとの姿勢を示していることなどから、被害児童に与えた心理的影響など「いじめ」行為と認定できる。確たる悪意やいじめ行為との認識の欠如は小学校低学年児童のため、現場で同調することはやむを得ないとの見方もあるが、不登校を止む無くしている現状を鑑みるに、担任をはじめとする学校における対応が配慮に欠けるものであったと認めざるを得ない。

(2) ナイフ型段ボールカッターを顔前に突きつけられた件について

本件事案については、当時、被害児童から相談を受けた担任が、加害児童からの聴取を行い、「いじめ」について、故意、悪意がなかったと軽信したため、被害児童からの話を十分聞くことなく、被害児童に配慮した「心に寄り添う指導」、カッターを持ち出した児童に対する「ナイフ型カッターを持ち出す行為に関し危険な行為として“気づかせる”指導助言」、担任教諭における「ナイフ型カッターなど危険物の管理責任」等々がなかったことが明らかであった。

また、学校関係者、加害児童側保護者からは「被害児童に向けた行為ではなく、他の友人とのナイフ型カッターを振りかざすジェスチャーなどふざけた行為であった」との認識の相違はあるものの、被害児童の面前での行為が被害児童に与えた心理的影響とその後の担任の対応への不満が募り、被害児童への心理的苦痛となったものと推測され、何らこれを否定する根拠は認められない。重ねて、担任による「カッターの危険性を説明する際、担任の不注意により手を切ってしまい出血する状況を目のあたりにした。」ことが、さらなる苦痛となった事も、否定できない状況にある。カッターをめぐる一連の事案は、被害児童の心に深く残ることにつながったものと思われる。

(3) 首をしめられた件について

本件事案については、学校側の調査、加害児童保護者の認識などからして、「いじめ」の故意、「具体的な首を絞めた行為」など無いとの見解を示しており、その行為の特定はできないものの、被害児童の訴えを代弁する被害児童保護者の思い、日常の休み時間における児童同士の「ふざけあい」などから生じた、偶発的な行為はありうるものと推測され、被害児童の訴えを否定できる根拠は認められない。

(4) 調査結果に基づく認定のまとめ

以上のとおり、関係者の認識の相違は少なからずあるものの、被害児童に与えた心理的影響は大きく、長期不登校に至った原因と認めざるを得ない。

第3部 いじめの対応分析

1 甲小学校のいじめ対応の分析

(1) いじめに対する理解の不十分さ

本件事案において、甲小学校は、被害児童又はその保護者からのいじめの訴えや被害児童の苦痛を感じている心身の状況を把握していたにも関わらず、把握した直後に、いじめとして認知することができなかった。教職員において、いじめの定義の理解が不十分であり、いじめの定義の理解を徹底させるための研修等も十分に実施されていなかった。そのようなことから、担任においても子ども同士のふざけあいと捉え、いじめと認識しなかったことは大きな問題である。

(2) 初動におけるいじめの把握の不十分さ

本件事案が重大事態となった大きな要因となったのが、令和4年4月に、いじめが発生してから、学校が認知するのが同年9月、その後、教育委員会への報告が令和5年2月であり、ほぼ1年が経過してしまっている。学校が、はじめて認知したのが、令和4年9月22日である。すでに約半年もの期間を要してしまっている。保護者とのコミュニケーションが図られていればこのような状況にはならなかった。

また、被害児童の心に寄り添って細やかに耳を傾ける（言える環境、聞く環境）ことなど配慮に欠けた点は認めざるを得ない。

ＳＣとの面談を被害児童及びその保護者は、定期的に行っている。その際の相談では、被害児童の学校への行きしぶりの相談が主であった。被害児童及びその保護者からすると、いじめられていることを学校へ話すことは、とても躊躇されることだと考えられ、ＳＣに我が子のいじめを伝えることで学校との関係悪化を招くのではないかと危惧したものと思料される。その辺を踏まえて、ＳＣからアプローチが行われていたならば早期発見・早期対応が図られていたのではないかと。

(3) 組織的対応の不十分さ

学校が認知してから、すぐに担任から管理職への報告をするが、その事について組織的な対応が図られることはなかったと認識される。情報を共有することに留まり、組織としての対応方針及び解決に向けた指導方針が示されることはなかった。クラス内で起きている「いじめ事案」であり、担任以外の中立的立場による教員の聞き取り指導が十分なされていなかったことに問題がある。また、校内組織の立ち上げについても、被害児童の保護者が警察署等へ被害相談をし

た後、警察から事実関係の聴取を受け、初めて「いじめ対策校内委員会」を設置していることを考えるに、対応の遅れがあったと言わざるを得ない。一連の対応をみると、消極的かつ想像力にかけものと言わざるを得ない。

(4) 被害児童保護者への配慮の不十分さ

本件事案が発生してから、保護者は、いじめの訴えを4月に行ったと言っているが、学校はその認識をしておらず、その間、被害児童保護者への通常の連絡はしているものの、被害児童の置かれている状況や、保護者の本当の思いや困り感を把握するといった児童理解を基にした適切な指導が不十分であったと言わざるを得ない。

学校がいじめを認知してからも、適切なタイミングでの連絡が行われず、また、その連絡内容は、被害児童やその保護者の思いに寄り添った内容とは言えないものであった。保護者の要望は聞きつつも、結果的に、その願いをかなえるような適切な対応ができなかったことが、今回の事案の原因と言わざるを得ない。

学校と保護者間に信頼関係を構築するためには、十分な配慮が求められる。今回、学校と保護者間に認識の相違が度重なったことから保護者にとっては、学校から放置されたという思いに至り、双方のコミュニケーションが途絶えたことの問題は大きい。

(5) 物品管理の不十分さ

ナイフを突きつけられたとされる本件事案については、令和4年4月の国語の授業でのダンボールカッターの使用に係わるものである。2時限(3校時と5校時)にわたる授業の休み時間に、教職員の目が離れた間に発生したとされる事案である。ダンボールカッターは刃物であり、通常、鍵のかかるロッカーにおいて管理すべきものである。しかし、この時は、2時限に渡る授業であったことから、教員の目が離れる休み時間中も教室に置いたままにしている。このことは、管理不十分であったと指摘せざるを得ない。

2 教育委員会のいじめ対応の分析

(1) 指導監督に関する問題

町立学校で起こったいじめ事案に対し、教育委員会は責任をもって支援することが求められる。本件事案における富士川町教育委員会の対応は、次のとおりである。令和5年2月8日に甲小学校は、本件事案について教育委員会に報告する。それまでに、発生から約1年、学校が認知してから約半年を要している。そ

の後、同年３月８日に不登校重大事案発生報告を提出している。その間に学校は、本件事案に関する対応を図るが、被害児童が感じていた苦痛の解消に向け、適切な対応を図ることができなかった。被害児童の保護者が管轄の警察署等へ相談したことにより、教育委員会へ報告することになった。学校は、学校みずからで対応しようとしたことにより、報告が遅れ、初動時における組織的な対応が図られなかった。

いじめ防止対策推進法第３条第３項に「いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。」とある。教育委員会は、学校の現状や対応を確実に把握し、学校に対して適切な措置を求める指導監督体制の構築に努めなければならない。

(2) 研修等の実施

学校のいじめ対応において不備があった場合や学校がいじめという考えに至らない場合において、教育委員会は、各学校に対し、「いじめは、どこの学校でも起こり得るもの」との認識を持たせなければならない。各学校におけるいじめの認知が速やかに行われ、児童生徒が安心して学校に登校できるよう指導することも重要な責務である。今回の事案は、いじめに対する理解の不十分さから対応の遅れにつながっている。学校がいじめ問題に対応するために、全教員にいじめに関する理解力の向上を図らなければならなかったことが挙げられる。

第4部 提言

本報告書の最後に、いじめ等がない、日々豊かに児童が学校生活を送れるために学校及び教育委員会に対して次の提言を行う。

第1 学校への提言

1 学校の組織体制について

学校に対しては、まず、組織として「いじめ対応」に対し、十分機能していないと言わざるを得ない。組織の在り方として、いじめの把握、対応等に関しての共通認識や、共通目的に向けた取り組みが図られておらず、上司による具体的な指示、児童に対する対応や、きめ細やかな配慮に欠け、対応が不十分と言わざるを得ない。このようなことから、本報告書の内容を踏まえて、より児童の実態にふさわしく、いじめの再発防止に取り組むための具体的な改善方を提言したい。

(1) いじめの未然防止と早期発見の徹底

いじめ防止対策推進法が制定されたものの、いじめに対する学校における教職員の認識不足が見られ児童への体系的な教育がなされていない。学校において、いじめはよくないということを子ども一人一人に、確実に理解させることが重要である。しかし、子どもの発達の段階や実態に様々な違いがあることを念頭においておく必要がある。だからこそ、子ども一人一人の生活場面において、いじめに当たる具体的な言動について繰り返し自覚させ、細やかに指導していくことが重要である。いじめはいけないという理解を深めながら、各自の行動レベルで「いじめはしない」という実践的な感覚に変えることができるよう、学校や家庭が連携しながら、日常的に働きかけていくことが重要である。また、定期的実施しているアンケート調査を基に児童自身から「いじめ等」に関する聞き取りをする必要がある。特に低学年の児童においては、十分な言語力、文字での表現力がついていないことから、担任はもとより、養護教諭やＳＣの助力を得て、丁寧な聞き取りをすることで、早期発見につながると思われる。

アンケート調査については、保護者との情報共有や保護者へのアンケート調査を実施することも有効な手段と考えられる。

また、教職員においても、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの」という認識を持ち、日常生活の中でのささいな子どもの異変にも気づき、いじめの見逃しが無いよう職員全体で徹底するとともに、成長を

促す指導や予防的な指導にも努め、学校のあらゆる場面での積極的な児童への指導の充実を図らなければならない。

早期発見のためには、児童と教職員間、教職員同士、児童同士、教職員と保護者間、保護者相互における十分なコミュニケーションが図られるよう、日頃からの細やかな対応が求められる。

(2) いじめ発見時の対応

いじめを発見した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたることを徹底することが重要である。

(3) 被害児童及びその保護者への支援

いじめの事案を認知した時には、可能な限り迅速に被害児童から、事実関係の聴取を行う。その際、被害児童にも責任があるという考え方はあってはならない。被害児童の気持ちを尊重し、被害児童の訴えを丁寧に聴取することが優先される。その日のうちに家庭訪問等を行い、保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、被害児童の安全を確保する。

あわせて、被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害児童に寄り添い支える体制をつくる。被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室で指導するなど、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ることを徹底する。

(4) 子どもの人権への理解

子どもも大人と同じように、一人の人間として大切にされる権利がある。ただし、子どもは「自分で決め、自分で責任を取れるような大人へと成長している最中であり、大人のように十分に人権を行使することができない。それを踏まえ、「子どもの人権」について教職員をはじめ大人は、よく理解しておく必要がある。

また、いじめの傍観者等を含む全ての子ども達の中に、他人に対する思い

やりや弱者に対するいたわりといった、互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが大切である。

(5) 学校内での体制の確立とコミュニケーションのあり方

「いじめ等」と思われる事案があったとするときは、次のような場合がある。

- ・児童からの情報提供があった場合
- ・保護者からの情報提供があった場合
- ・教職員が発見した場合
- ・ＳＣやＳＳＷ（以下「スクールソーシャルワーカー」という。）からの情報提供があった場合
- ・地域住民からの情報提供があった場合

以上のようなことが想定される。このようなときは、各情報源となった方に「いつ、どこで、どういうことが発生して、児童はどのような反応や行動をしていたか」を確認する。また、情報源となった方が「その時にとった対応」を聴取し、速やかにその情報を、学年、学校全体で共有する。さらに、管理職に報告する体制を明確にしておく必要がある。

このようなコミュニケーションを築くためには、明確に体制を確立しておくとともに、日頃から教職員間の人間関係が円滑であることが必要である。

(6) 学校内でのサポート体制の確立

教職員が適切にいじめ等に対応するためには、教職員をサポートする体制の確立が必須である。

多忙を生じさせている事柄の見直し、削減を検討するだけでなく、心理的なケアができるようＳＣやＳＳＷ、ＳＬ（スクールロイヤー）との連携を強化することが必要である。

また、教職員相互（管理職から養護教諭まで）においても「教職員の異変（疲れが見える、よくため息をついている、残業が増えているなど）」をキャッチし、声掛けをすることだけでも、当該教職員にとっては有効なサポートとなると思われる。

さらに、当該教職員自身も「相談する」ことは「自分を大事にすることであり、ひいては児童を大事にすることにつながる。」ことを心において、サポートを得るようにする必要がある。

第2 教育委員会への提言

(1) 学校との連携強化

本件事案については、令和4年4月に発生したものであり、保護者の度重なる事案の訴えについても、学校は認識していなかったものである。学校が認知したのが、同年9月であり、この間ですでに約半年もの期間が経過している。さらに教育委員会が本件事案を認知したのが、令和5年2月であり、ほぼ1年もの期間が経過しているものである。教育委員会と学校とが密に連携がはかられているならば、本件事案に対し、より早期の対応が可能であり、いじめの対応を学校と共に検討することができたものと言える。

そのため、教育委員会においては、各学校においていじめ対応が適切になされるよう、また、校内いじめ対策組織がその役割を果たせるよう、「いじめ対策会議」の開催状況や、対策組織での検討事項を確認し、適切な時期に指導・助言ができるような体制づくりを検討されたい。早期に対策組織の会議に参加したり、教育委員会が直接、SCやSSWから助言を受けたり、SLを学校に派遣したりすることも考えられる。

(2) 教職員への研修の充実

本件事案において、学校が適切な対応ができなかった要因の一つに、いじめに対する教職員の認識不足や、いじめ問題への対応経験のある教職員が少なかったことがあげられる。いじめ問題は、どの学校でも起こるものであるため、今後、教職員に対していじめ問題に関する知応力・実践力を育成する定期的な研修の実施が求められる。

第5部 おわりに

富士川町には、いじめ問題対策連絡協議会有り、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、富士川町で設置した機関である。その構成委員は、国、県機関の職員や、児童生徒の保護者及び町立学校校長会を代表する者で構成されているいじめ防止等に関する専門的な機関である。

いじめ事案の調査は、生徒の深刻な事態や、保護者の強い思いや願い、学校教職員の葛藤や自責の念等に直面する精神的な負担が非常に大きいものである。また、多くの調査や文書の作成があり、大変な労力と時間を注がなければならない。よって、二度とこのような事態が生ずることがないように富士川町いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの予防に関し全力で対応する機関としての取り組みを実施していかなければならない。仮に事案が発生したとしても、早期発見、早期認知により、いじめの見逃しをせず、重大事態に陥らないような取り組みをしていく。

本件事案に関し、富士川町いじめ問題専門委員会は、教育委員会の附属機関として設置されたものであり、本事務局は、教育総務課総務学校担当におかれているが、同担当は、専門委員会による調査には全く関与せず、事務処理のみを担った。このようにすることで調査の公平性・中立性を担保した。

また、該当児童への聞き取りについては、本件事案が、小学2年生時に発生したものであり、発生から1年以上経過していることから、該当児童への精神的影響を鑑み、直接聞き取りはしない方針とした。

甲小学校は、山間部に位置する過小規模校である。通学する児童の多くが、地域の子どもではなく、区域外から就学している児童である。また、地域の子どもも、他県や他市町村から移住してきた子どもが多い。このような状況から甲小学校では、学校運営協議会を立ち上げ、学校、保護者、地域との連携に努めてきたところである。

本件事案に係るいじめ行為は、保護者と学校との関係性の希薄さから重大事態に発展した事案であると言える。その希薄さから、学校としても早期に認知することが困難となってしまった。

その後の対応においても、学校と教育委員会がいじめの事実、被害児童の苦悩に真摯に向き合い、被害児童やその保護者の心情に寄り添って適切な支援を行うことができれば、違う結果となっていたのではないだろうか。学校のいじめに対する理解の甘さから、被害児童の家族ごと転出するというようなことになってしまった。学校及び教育委員会はそのことを十分に理解した上で本調査を踏まえ、二度とこのような事案が起こることがないように、真摯にいじめ問題に対応する努力を重ねられるように願う。

以 上

令和6年9月19日

富士川町いじめ問題専門委員会

委員長 林 洋 希

委 員 文 珠 紀久野

委 員 渡 邊 伴 子